

## 第2章 震災予防計画

### 第1節 自立型の防災活動の促進

#### 第1項 自立型・災害回避型ライフスタイルの普及計画及び定着

##### 1 現状と課題

災害発生に対しては、自らの身は自ら守るとの基本理念と正しい防災知識を県民一人ひとりが持ち、平素から災害に対する備えを心がけることが重要である。

しかしながら、ともすれば時とともに忘れられがちになるので、継続的、反復的に防災知識の普及を図る必要がある。

##### 2 基本方針

地震については、本震及びそれに続く余震による災害の危険性について、家庭、地域、事業所等に対する啓発を行い、防災知識の普及に努める。

また、防災知識の普及にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

さらに、自らを守るとともに、お互いに助け合うことの大切さについても啓発する。

特に津波については、個人の避難行動が重要であることから、津波の危険や津波警報、避難指示等の意味合い、避難方法等を住民等に対し広く啓発に努める。

##### 3 対策

###### (1) 実施主体

###### [ 県（関係各部等） ]

県は、防災知識の普及・啓発と自立型・災害回避型ライフスタイルの定着に向けて市町村の取組を支援するとともに、自らも積極的に普及・啓発活動を行う。

また、津波による浸水のおそれのある沿岸市町村に対し、浸水予測図や津波避難誘導計画策定指針を提供するなど津波避難対策の助言・支援を行う。

###### [ 市町村 ]

ア 市町村は、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地震時の行動マニュアル等を作成しその普及を図る。

イ 市町村は、避難に適切な場所、避難路を指定するとともに、分かりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど日頃から周知しておくものとする。

特に津波については、津波浸水予測図に基づいて避難地、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図るものとする。

ウ 自立型・災害回避型ライフスタイルの普及を通じて、隣人等に対する救助意識や相互支援について指導する。

エ 地域における防災活動を促進するため、消防団についても青年層、女性層の

団員への参加促進等により、その活性化に努める。

[ 住民 ]

住民は、自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域における自主防災組織活動への参加等を通じ、地域の防災力向上に努める。

[ 企業 ]

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

（ 2 ）家庭・地域の普及対策

ア 防災意識の啓発は家族単位からはじめ、自治会、町内会等を通じて災害対応の地域連帯感を高める。

イ 県及び市町村は防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。

住宅の耐震化、短期的な食料の確保、非常持ち出し品、家庭での予防・安全対策、避難方法、避難場所の心得、初期救助、消防水利設置場所の周知、消火の方法

（ 3 ）事業所・職場の普及対策

事業所及び職場については、従業員等の安全の観点からそれぞれの事業所に対して、次の事項に関して防災意識の高揚を図る。

ア 経営者（責任者）の防災意識を啓発すること。

イ 従業員等に対し積極的な防災教育・訓練をすること。

ウ 災害時の行動マニュアルを作成すること。

エ 災害時における関係機関との連絡方法等の確保を図ること。

（ 4 ）不特定多数が利用する施設の普及対策

不特定多数の者が利用する施設（学校、病院、各種福祉施設、駅・地下街等）については、個々の施設の特性に配慮しながら、次の事項に関して施設管理者（責任者）の防災意識の高揚を図る。

ア それぞれの施設に応じた避難誘導計画の作成及び訓練を実施すること。

イ 利用者の立場に立ち、施設の防災措置を推進すること。

ウ 防災関係機関との通報・連絡体制の確立を図ること。